

会 議 録

会議名	令和8年度 第1回丸亀市自治推進委員会
開催日時	令和8年5月27日(水) 18:00~20:10
開催場所	丸亀市役所4階 特別会議室
出席者	<p>出席委員 池永文彦、尾場瀬一郎、垣渕直子、秋山ともえ、奥澤日登美、金澤泰宏、進和彦、高木明美、梶谷孝啓、前田誠 鹿子嶋仁 (WEB 参加)</p> <p>欠席委員 門裕介、櫻井壽美、横山秀史</p> <p>事務局 協働推進部長 田中壽紀 (地域づくり課) 課長 吉田比夫美、副課長 東 潤、協働担当長 平本 香代子 主査 松永吉弘</p> <p>市出席者 (政策課) 課長 真鍋裕章</p>
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1. D-Agree について 2. 丸亀市自治基本条例に関するアンケート調査報告書について 3. 丸亀市自治基本条例の検証について 4. その他
傍聴者	なし
発言者	議事の概要及び発言の要旨
吉田課長	<p>ただ今から、令和8年度第1回丸亀市自治推進委員会を開会いたします。</p> <p><資料の確認></p> <p>現在14名の委員のうち10名のご出席をいただいておりますので、丸亀市附属機関設置条例に基づき、会議が有効に成立していることをご報告させていただきます。</p> <p>それでは、議事に移ります。「議題1. D-Agree について」事務局より説明をお願いします。</p>
吉田課長	<p>議事進行につきまして附属機関設置条例第7条の規定により、鹿子嶋会長が本日不在のため、高木副会長にお願いします。</p>
高木副会長	<p>はい。本日会議は現在委員10名の出席があり、丸亀市附属機関設置条例の規定に基づきまして会議を有効に成立しておりますことをご報告いたします。本日の会議は、20時で終了にしたいと思いますので、ご協力よろしく願いいたします。</p> <p>議事の2番で丸亀市自治基本条例に関するアンケート調査報告書について事務局からお願いいたします。</p>
真鍋課長	<政策課真鍋課長より説明>

東副課長	<東副課長より説明>
高木副会長	D-Agree、丸亀市基本条例に関するアンケート調査報告書について、ご質問があればお願いします。
梶谷委員	ワークシートとアンケートの検証についてですが、何に使用しますか。
東副課長	ワークシートは、委員の皆様にご意見を書き出してもらうためのもので、次の会議のベースになるものです。それを基に次の会議で話し合ってもらう。アンケートについても、同じ要領です。最終的には、皆様からの意見とそれを基に総合的に判断した報告書を作成します。
梶谷委員	条例の改正や逐条解説の見直し、改善点などの皆さんからの意見を出し合って、最終的に市長に報告するということですね。
秋山委員	D-Agree について、今、説明のあったのは6月1日から26日までということですが、今後は、チラシはどんな形で市民に配られるのか。次の議題の分野は何か。どのぐらいのスパンで次の議題が考えられるのか。もう1つは、これができる年齢、年代から外れた人たちの意見をどう収集していくのか。1人では、意見を出すのが難しく感じる人も何人かが集まって出てきた話を載せるようにするのも意見収集の1つだと思う。
真鍋課長	周知の方法については、コミュニティセンター等公共施設にチラシを置いてあります。広報、ホームページにも掲載し、eモニター制度の登録者には、個別に制度周知を行いました。出前講座など市から発信できる機会に合わせてこれを説明したり、本委員会や他の審議会での委員に紹介するなど、1人でも多くの方が登録することで、議論が深まると思っています。今回は6月1日から26日まで行っていますが、まだ試行的に運用してる段階なので、明確に決めてはいませんが、eモニターのアンケートと同じように2ヶ月に1回程度のペースで考えています。eモニターの際、アンケートのスパンが短いのではないかという意見もありましたので、今回の6月1日から26日の状況で、期間を延長することも考えています。想定としては2ヶ月ずつで、様子を見ながら、次のテーマを決める、そういう感じで1年目は考えております。また、制度が行き届かない層に対しての意見の収集については、従来通りのアンケート調査など、今までと同じような方法で意見を集め、D-Agree ばかりに頼るのではなく、より多くの市民の方の意見を集められるように工夫をしてみたいと思います。1年目は特に不都合や不具合に配慮しながら進めていきたいと思っています。
前田委員	QRコードで設定するとありますが、まずQRコードのダウンロードの仕方がわからない方もおられます。コミュニティセンターにいる方自体が高齢層なので、積極的にD-Agree を促すことがどうなのか。コミュニティセンターには少し年齢層の若い人

前田委員	<p>達もいるので、協力してもらえ体制を整える必要があるのかなと思います。</p> <p>QRコードを読み込めば、進み方など載っているのですが、QRコードを載せても、まず読み込む方法がわからないところの配慮が足りていなかった面もあったと思います。コミュニティセンター等での年齢が高い層の方がいらっしゃる場所では、説明を足すなどわかりやすく参加できるよう工夫していきたいと思います。</p>
高木副会長	議事の3で丸亀市自治基本条例の検証について事務局お願いします。
東副課長	<p><スケジュールについて説明></p> <p><提出のあったワークシートの説明></p> <p><検証にあたり、注意点の説明></p>
高木委員	提出したワークシートの意見も委員会の中の意見として報告書に上げるのかどうかを決定するところまで進めたらよろしいですか。
東副課長	ワークシートで出していた意見を条例改正などに取り入れるのか入れないかというところまでご審議いただく予定で進めてもらえたらと思います。
高木副会長	それでは、ご意見の方よろしくお願いします。
池永委員	<p>前文についてですが、文章は維持のままで問題提起として挙げさせていただきました。他市町村の条例を見ると少子化のことを書いている自治体が幾つか見られました。少子化という文言を明示する必要があるのかなと思いました。</p> <p>また、外国出身者が大分増えてきたので、外国人に対しての文言を明示する必要があるのか、またそのタイミングがいつなのか、皆さんにお諮りしたい。</p> <p>それと、危機管理体制を考えたときに、年代層などの変化に対して、少子化が影響しているなどの背景も明示する必要もあると思い、それも諮ってほしい。</p>
梶谷委員	年代層の変化に伴う危機管理体制の変化については、明示の必要があるというご提案なんですけど、私は、もともと危機管理については、明示したらいいと思っています。さらに年齢層の変化に伴う危機管理についての情報も入れることが先ではないかと思います。条文で入れるか、逐条で入れるかはまた議論が必要になるかもしれませんが私は賛成です。少子化や外国出身労働者等の増加についても、世の中色々変化をしているので、変えていくことは、必要だと思います。
高木副会長	条文の変更になれば、その意見を条文の文章に落とし込んでいくと思いますが、文章の改定案まで、委員が決めるのですか。それとも、ある程度の意見に対して、事務局などの専門の方が意見を落とし込んで文章にさせていただけるのですか。
東副課長	委員の方で文章に落とし込んだ案を出していただきたい。しかし、出された意見を

東副課長	<p>使うのではなく、事務局で検討させていただきます。条文などの変更案までを各委員にワークシートにあげてもらい、委員会でそれについて検証させていただきます。</p>
吉田課長	<p>前文のワークシートをご覧ください。維持でいいと思われる方が13名で、その方たちは、そのままがいいというご意見で、これが総論です。総意としては維持でいいという中で、1人改善として出た少数意見を全体の意見としてとらえるのではなく、あくまで「1」であるということ踏まえた上で、少数意見を取り上げることは是非、多数が維持であれば、この部分はそのままがいいというご意見もあると思います。その点も踏まえて、ご審議いただけたらと思います。</p>
前田委員	<p>少子化が進み外国人労働者が増える見込みがあるため、積極的にという文言を入れることで、積極的に絶えず行動し、積極的に考える方向性を持たすことで、少子化、外国人労働者に関する問題が解消するかもと思い、意見を出しました。しかし、結局運用面のことになるから、解説の中でやりくりできれば、偏った考えではない状態になると思いました。5年後に再度考えたらいいと思いました。</p>
高木副会長	<p>前田委員より5年先、維持でも良いという意見がありました。それを踏まえて、主体的という文言にさらに積極的を入れていくのかどうか。少子化、外国人労働者について、前田委員の意見から危機感があるのを感じ取りました。逐条解説を変えるのか、また5年度に再度議論するのか。</p>
進委員	<p>逐条解説の中で、主体的という文言があるのだから、積極的というのをわざわざ載せる必要はないと思うのですが。積極的でないと色々な問題が今後起きてくるなら、5年後にまた議論すればいい。</p>
池永委員	<p>今の段階では、そこまで緊急でないのであれば、皆さんの意見と同じで、5年後でいいのではと思っています。</p>
尾場瀬委員	<p>条文の前文は、非常に大事なところ規模を規定していくところなので、丸亀の今の喫緊の課題がもしあれば、前文の中に明記した方がいいと思います。そうでないなら、5年後でいいと思います。</p>
垣渕委員	<p>主体的に行動するというところにさらに積極的を入れるかどうかについては、進委員と同様主体的に行動という文言で十分だと思っています。</p> <p>今の丸亀の最も大きな課題があれば、それも含め丸亀らしさというところで必要があるのかなと思っています。</p>
金澤委員	<p>この主体的の部分について、主体的だけでいいのかなと思っています。</p> <p>そして、少子化、外国人労働者は、今の課題でもあり、我々のような労働者が感じている人手不足はありますが5年後に再度協議でよいのかなと思っています。</p>

高木副会長	いつこの文言を入れるのが適切かは分かりませんが、危機感をもっている方は一定数いますので、まったく無視するのではなく、5年先までに市の状況や状況の変化等を鑑みて検討する。丸亀らしさ、想いも含め、5年後の検証時にもう一度見直すことにします。
梶谷委員	文言の明確化で、第2条第1号で市民の後の市内の前に「丸亀」をいれるのはどうか、また、同条の第3号で参画の後の市内の前に「丸亀」を入れた方がよいと思いました。
進委員	条例の文言などを直す作業があるなら、一緒にやったらいいと思いますが、他がないのであれば、直す必要はないと思います。
吉田課長	そもそも表題が丸亀市自治基本条例という、「丸亀市」の条例であるというところが大前提にあります。それを踏まえて、皆さんのご意見いかがでしょうか。
池永委員	前文のところの最初に「丸亀市」と出ているので、後の文章には「丸亀市」がない方がすっきりすると思います。
尾場瀬委員	解説のところの括弧の中に書いてあるのでこだわる必要はないと思います。
垣渕委員	表題から「丸亀市」と分かるし、前文の一番最初にも書いてあるし、逐条解説のところの括弧内にも書いてありますので、むしろない方が分かりやすいと言うふうに考えられたのかなと思いました。一番最初に丸亀市の定義をしておけば、あとは、市内という形でいいのかなと思います。
秋山委員	できるだけ簡単な方が分かりやすいかなと思います。
奥澤委員	皆さんの意見と同じです。
金澤委員	皆さんの意見と同じです。
高木委員	次に、第4条のところに「参画」の文言がでてきますが、参画をもっと分かりやすくするために追記をしてはどうかについて、ご意見をお願いします。
梶谷委員	もし、書くのであれば、第2条第3号の逐条解説に書いた方がよいと思います。
池永委員	個人的には、その第4条に書かれているのは、「市民の権利」についての条文ということなので、ここの第4条には、市政の参画を具体的に書くところではないと思います。第2条の定義のところに「参画」があり、その定義がされているので、そのまま逐条解説のところに入れ込むのではどうでしょうか。

秋山委員	<p>市政への参画とは、例えば、審議会の委員、行政計画の策定委員になって発言すること「等」で、この文言からアンケートの参加が含まれるのがわかるのかどうか、「等」ですので、具体的にアンケートと住民投票だけを入れるというのはどうでしょうか。</p>
梶谷委員	<p>私もほぼ同じような意見です。第2条の定義のところには、策定委員となって発言することと書かれているので、策定委員になることが前提になってるように感じます。住民投票とかアンケートという意味合いのものを第2条第3号の逐条解説の「参画」の定義のところに入れてもいいのかなと思います。</p>
尾場瀬委員	<p>参画といってもピンとこない学生が最近多いと思います。参画って何ですかって言われることも多いので、イメージしやすくしておくべきだと思います。これだと、他自治体の市役所の議会や委員会みたいなイメージをしてしまう。少しやわらかい表現として、アンケートに答えるとか、自治活動とか地域活動などをイメージさせる文言を入れるともっと広がるかと思います。</p>
梶谷委員	<p>具体的な改定案としては策定委員になって発言することの後に、「住民投票や住民アンケートへの参加を指します。」となるよう一番最後に入れたらいいと思います。</p>
高木副会長	<p>ここの部分は、同じ意見の人が多いのでそれが委員会の意見として出させていただくことでいいでしょうか。最後の議員の責務についてのご意見をお願いします。</p>
池永委員	<p>改善とかいてありますが、第8条第2項とあるので、条文の文言を指していると思います。積極的にしっかり活用し、市民の声をしっかり反映し、条文に入れて、強く言いたいのかと思いますが、私は、意識できるのかと判断しました。</p>
進委員	<p>改善案の下の方に「市民の声が市政に反映されるよう努めなければならない」と書いていますが、議員はそこに書かれていることはやっているだろうから、今は、検討事項として置いておいた方がいいのではないかと思います。議員の自主性を重んじて市民の声を常に聞き、それを市政に反映することが当然の責務なので。</p>
金澤委員	<p>ここには必要ないかと思います。</p>
秋山委員	<p>議員というのは市民の代表という前提があると思うので、文言を書かなくても議員には、いつもその心構えを持って欲しいです。</p>
尾場瀬委員	<p>第8条第1項に「議員は議会活動に関する情報市政の状況等について、市民に対して説明するよう努めねばならない」と書かれていますが、一般的に、説明責任を持つという文言は、明記したほうがいいと思います。「努めなければならない」という文言は、弱いのではないかと。</p>

高木副会長	第7条のところも文言が「努めなければならない」となっています。そうしていくと「市民の責務」には、「努めるものとする」となっています。民間で何かしなければ、負担を分担しなければならないというような表現があります。
池永委員	改善案だと市民の声を市政に反映する、という趣旨の文言に変えるということですが、改定前は積極的に活用するようにしてくださいという趣旨になるので、全く意味合いが変わります。もし変更する方向になったとしてもかなり慎重にすべきと思います。条文の主旨が変わってしまいます。
秋山委員	全部「務めなければならない」にしている何か理由がある気がします。この条例が出来た時に考えた人がどういう意図で作成したかわかりませんが、全部を「努めなければならない」に統一していることに何か意味があるとすれば、そのままでもいいかと思います。
梶谷委員	文言の意味としては、努力義務ですね。これを「しなければならない」にすると、義務になります。そうすると意味が全く変わります。「努めなければならない」にしたのには、何らかの理由があったと思います。
田中部長	第7条や第8条の表現の仕方については、義務になってしまうことに対する抵抗感があったのではないかと思います。第6条の議会の機能の第2項の条文どおり、議会の努めが明確に規定されておりますので、それぞれの規定を議会の責務として、それをどう捉えていくのかは、議会側や議員側の考え次第ですので、それを執行機関側が縛りすぎるのはどうかという考えによるものと思います。
梶谷委員	これは条例なので、条文の作業を議員が履行していないとなると、条例違反になります。また、第6条第1項に議会は議決すると書いてあるので、これで大丈夫ではないかと思います。さわるべきではないと思います。
高木副会長	「市民の声が市政に反映されるよう」に関しては、入れない方向でいいでしょうか。
秋山委員	最後の語尾に「なければならない」がついているので、このままでいいと思います。 「市民の声が市政に反映されるよう」の改善案を入れるか入れないかはまた別の話だと思います。
池永委員	第6条第2項のところに「市民の意思が市政に反映され」という文言があります。第7条、第8条は、第6条の後にくる条文なので、再度入れるのはどうなのかなと思います。
高木副会長	「努めなければならない」に関しては、維持ということでいいでしょうか。

吉田課長	<p>次回の開催につきましては7月から8月を予定しております。自治基本条例の条文と運用検証のワークシートの第8章から第10章までと、アンケート結果によるワークシートについては、7月10日金曜日までに、地域づくり課までメール、もしくは、ファックスにて提出をお願いいたします。事務局サイドの資料の作り方については改善させていただきます。</p> <p>最後に、鹿子嶋先生、一言いただけたらと思います。</p>
鹿子嶋会長	<p>一つだけ言いますと、基本的にまず今の社会情勢ですね、これを反映させるかどうかといったような議論があったと思いますが、前回、危機管理の話でその条文が入ってる条例もあるし、ないと困るからどうするかという議論になりましたが、基本的には自治基本条例の基本は何か。国の場合の基本は何か、憲法です。憲法には、日本が抱えている社会的情勢とか、課題などは書かれていません。基本的に自治体の憲法を作ろうとしているのが自治基本条例で、社会情勢、丸亀市が抱える課題というのは、総合計画にとっても詳しく書かれています。総合計画の第2章が、丸亀の現状と課題ということで、20ページぐらい書かれています。</p> <p>今日のお話に出た少子化の問題などここに書かれていますので、社会情勢や課題などは、総合計画の分野であって、憲法の方に書き入れる話は、違うかなと感じます。</p> <p>次回の時に、今回皆さんから出たご意見をまとめて私からもコメントをさせていただきます。</p>
吉田課長	<p>本日はどうも長時間のご審議どうもありがとうございました。お疲れ様でした。</p>